水道料金及び下水道使用料を改定します

八幡市の水道料金は、平成10年10月の改定以後19年間据え置いてきましたが、水道料金収入の減少や受水費の値上がり等により、平成25年度から水道事業会計では赤字が続いています。

現在の状況や八幡市水道事業経営懇談会からの答申を踏まえ、水道料金を平成30年4月から平均で16.7%引き上げる改定を行います。市民の皆様につきましてはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、下水道使用料については、城南衛生管理組合が汲み取り便所から収集したし尿等について、平成30年度から公共下水道で処理する方法に変更することで、収益の増加が見込めるため、平均で3.1%の引き下げを行います。

●改定後の水道料金及び下水道使用料(平成30年4月使用分から)

上下水道料金(2ヶ月あたり・税抜)

区分用途別		基本	料金	超過料金				
		水 量	金額	水 量 1 ㎡あたり	金額			
水道料金	普通用	12㎡以下	1,580円	13~ 20m 21~ 40m 41~ 60m 61~ 80m 81~100m 101~200m 201m~	128円 155円 170円 215円 220円 230円 255円			
	浴場用	200㎡以下	12,700円	201㎡∼	85円			
	臨時用	20㎡以下	7,660円	21m~	520円			
下水道使用料	普通用	16㎡以下	1,400円	17 ~ 20m 21 ~ 40m 41 ~ 60m 61 ~ 100m 101m~	100円 140円 142円 143円 146円			
科	浴場用	1㎡あたり	30円					

- ※普通用は、集合住宅用料金を含みます。
- ※共用用途は、普通用に統合となります。 ※下水道使用料の浴場用の改定はありません。

メーター使用料(2ヶ月あたり・税込)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm
使用料	100円	200円	300円	400円	500円	2,400円	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円

※メーター使用料の改定はありません。

◆改定後料金比較の例(普通用・消費税込・□径20mm)

使用水量 40㎡ (2ヶ月)	改定前	改定後	差額
水道料金	5,184円	6,160円	976円
メーター使用料	200円	200円	0円
下水道使用料	5,162円	4,968 円	-194円
合 計	10,546円	11,328円	782 円

。 改定後の料金(普通用)の算出方法は次のとおりです。 例:メーター口径20㎞で2ヵ月あたり40㎡使用した場合

水道料金

基本料金 0~12㎡ 1,580円 超過料金 13~20㎡ 128円×8㎡ = 1,024円 超過料金 21~40㎡ 155円×20㎡ = 3,100円 (1,580円+1,024円+3,100円)×1.08 **6,160円**

メーター使用料

200円

下水道使用料

基本料金 0~16㎡ 1,400円 超過料金 17~20㎡ 100円×4㎡ = 400円 超過料金 21~40㎡ 140円×20㎡ = 2,800円

(1,400円+400円+2,800円)×1.08 = **4,968円**

针 6,160円+200円+4,968円 = **11,328円**

イラスト引用: 水道PRパッケージ

●水道料金改定の背景

・水道料金収入の減少

節水機器の普及や世帯構成の変化により、一世帯が使用する水道の使用量は年々減少しています。そのため、水道料金収入が減少しており、平成25年度から毎年赤字を計上しています。将来的には人口の減少が進むため、水道料金収入はさらに減少していくものと見込まれます。

・老朽化対策や耐震化にかかる経費

水道の安定供給のためには、水道施設の維持管理や老朽管等の更新、耐震化に係る費用が必要です。現在の状況が続けば、赤字が累積し続け、平成35年度には資金がなくなり、水道施設や水道管の維持管理や更新ができなくなります。そうなれば、漏水事故のリスクが高くなり、断水が発生する等水道の供給に支障をきたします。また、地震等への備えも十分に行うことができなくなります。

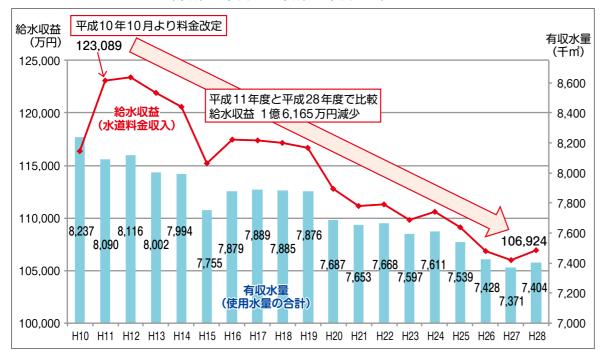
・京都府営水道からの受水費

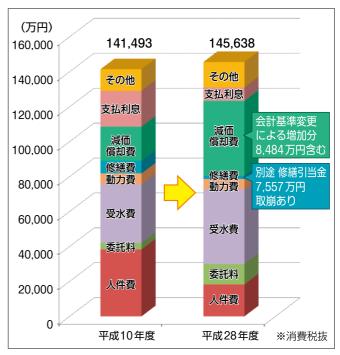
八幡市では、市内で使用されている水の約半分を京都府営水道から受水し、受水費として京都府に支払っています。府営水道の受水費については、平成28年度に単価が改正され、八幡市では年間で約3,000万円の負担増加となりました。

発行:八幡市上下水道部 〒614-8037京都府八幡市八幡高畑1-1 電話(075)983-1111 FAX(075)983-7671 http://www.city.yawata.kyoto.jp/

<図1>給水収益(水道料金収入)及び有収水量(使用水量の合計)の推移 (平成10年度から平成28年度まで)

<図2>水道事業にかかる費用の推移

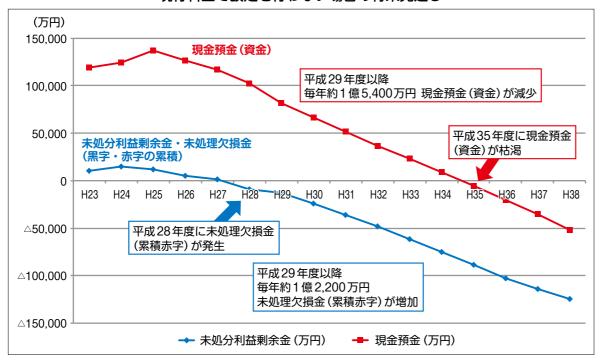




有収水量(各家庭や事業所等で使用される水量の合計) は年々減少傾向にあり、平成10年度の8,237千㎡に対し、平成28年度は7,404千㎡で、10.1%減少しています。そのため、給水収益(水道料金による収入)は平成11年度の12億3,089万円に対し、平成28年度は10億6,924万円となり、1億6,165万円(割合にして13.1%) 減少しています。なお、前回の料金改定は平成10年10月に行っているため、平成11年度は給水収益が増加していますが、それ以降は減少が続いています。<図1>

平成10年度と平成28年度の費用を比較すると、人件費については業務の合理化や民間委託等により削減を進め、経営努力を行ってきましたが、受水費や減価償却費(水道施設の更新や耐震化に伴い必要となる費用)の増加により、費用全体としては増加傾向にあります。<図2> なお、平成28年度については、これまでに積み立てた修繕引当金を7,557万円取り崩し、修繕費に充てることで費用を抑制しておりますが、それでも当年度純損失(赤字)が発生している状況です。

現行料金で改定を行わない場合の将来見通し



老朽化による漏水事故





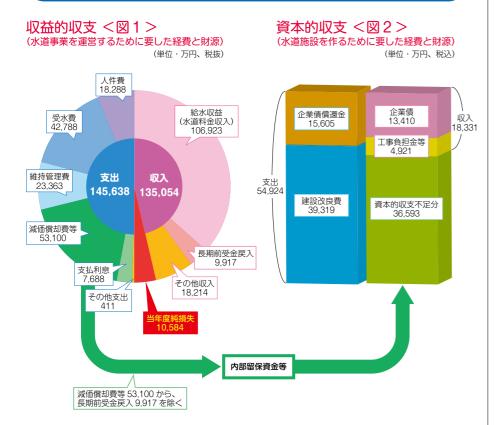
●八幡市水道事業経営懇談会

学識経験者や各種団体、市民代表等の委員で構成される水道事業経営懇談会において、今後の水道事業経営について審議がなされました。その結果、水道料金の改定を中心とした答申をいただいています。

<答申の概要>

- ・現在の経営状況では水道事業経営を続けていくことは困難であり、平成30年度から17%程度の水道料金値上げ改定が必要である。
- ・八幡市の水道料金は近隣と比較しても逓増度が高く(基本料金が極端に安く、超過料金が高い)、使用水量により単価の差が大きい。水道 事業に係る経費の性質や、負担の公平性の観点等から、今回の改定は基本料金に重点を置いて行うべきである。
- ・水道の安定的・継続的な供給のために、施設の更新や維持管理を適切に行っていくとともに、地震等の災害に対して備えることも必要であり、そのために安定した財源の確保が求められる。料金改定については市民への十分な周知を行い、今後も経営の効率化に努めていくべきである。

平成28年度水道事業会計決算状況

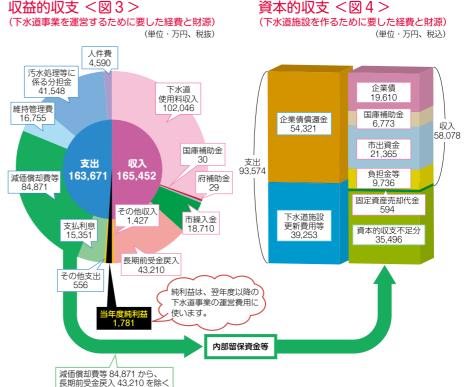


水道事業の平成28年度収益的収支は、前年度と比べて給水収益が増加したこと等により収入は増額となりましたが、府営水道の単価改定等による受水費の増加や科手浄水場跡地の売却による資産減耗費の増加等により、1億584万円の当年度純損失(赤字)となりました。(図1)

その結果、平成28年度末で9,083万円の未処理欠損金(累積赤字)が 発生しています。

資本的収支では、平成28から29年度にかけての継続事業である美 濃山浄水場汚泥脱水処理設備更新工事等を行ったほか、男山長沢地区 等の老朽配水管布設替工事や府営水受水管布設工事等を行い、総延長 2,325.5mの水道管を整備しました。(図2)

平成28年度下水道事業会計決算状況



下水道事業の平成28年度収益的収支は、前年度と比べて管きょ等の維持管理費や減価償却費及び資産減耗費が増加となりましたが、下水道使用料の増収等により収入は増額となり、1,781万円の当年度純利益(黒字)となりました。(図3)

資本的収支では、未普及地区解消のため、南山地区及び焼木地区において整備を行ったほか、新設道路整備にあわせて、内里地区及び美濃山地区でも整備を行いました。大雨による浸水対策としては、あさかぜ公園雨水地下貯留施設準備工事を行い、本工事については平成29年度完了予定です。男山・西山地区では、改築更新工事を引き続き行い、総延長1,036.9mの下水道管を更新しました。地震対策としては、八幡・川口地区において、下水道管きょ等の耐震化工事を行いました。(図4)

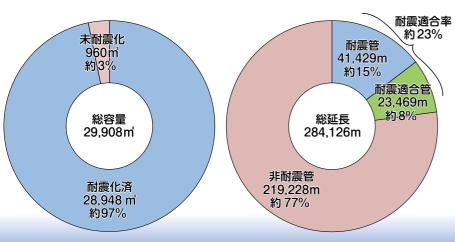
安全で安心な上下水道事業を推進します

上水道の耐震化について

平成28年度末の耐震化率は、配水池で約97%、水道管で約23%(耐震適合率)です。また、浄水場や受水場については耐震化が完了しています。八幡市では昭和35年の給水開始後約58年を経過し、更新の時期にあたる管路が増えています。老朽化した水道管は、耐震化を兼ねて布設替工事を行っていますが、管路の耐震化や更新には多大な費用と時間を要します。今後も継続して安全な水をお届けするために、計画的に工事を行っていきます。







あさかぜ公園雨水地下貯留施設の 整備状況について



ています。この雨水地下貯留施設の容量は4,400㎡で、小学校の一般的な25mプールの約12個分の雨水を貯めることができます。

写真は、平成29年10月時点の施工状況で公園を掘削後、雨水を貯めるためのコンクリートブロックを設置している状況です。工事の完了後は従来通り公園として利用することができます。

なお、八幡市消防署の横にある市民防災広場についても今年度から 容量が3,100㎡の雨水地下貯留施設を2箇年かけ設置します。

下水道の維持管理について



下水道施設は、市が管理する部分と個人が管理する部分に分かれていて、個人が管理する部分を排水設備といいます。また、下水道管には汚水管と雨水管があり、八幡市は分流式という方式で、汚水と雨水を別々に排水しています。

下水道のトラブルを未然に防ぐために

○水洗トイレに流してはいけないもの

水に溶けないティッシュ、キッチンペーパー、オムツ、生理用 品等の水に溶けないもの

- →排水管の詰りの原因となります。
- ○台所に流してはいけないもの

野菜くず、残飯、食用油

- →排水管の詰りの原因となります。
- ○公共マスに流してはいけないもの

灯油、ガソリン、シンナー、自動車の廃油

→排水管内で爆発を起こし非常に危険です。

マンホールや公共汚水マスから、汚水があふれている場合は、すぐに下水道課にご連絡ください。

●防臭マス清掃のお願い

防臭マスには構造上、台所からの油や風呂・洗面からの毛髪等を溜める構造になっているものがあります。2ヵ月に1回程度、蓋を開け、油分やごみ等を取り出し清掃をしてください。取り出したごみは、燃やすごみとして出してください。



悪質な訪問業者にご注意ください

無料で「水道の水質を検査する」「下水の排水管を点検する」などと言い、浄水器の購入や排水管清掃作業の高額な契約をしてしまうといったトラブルが増えています。市役所の委託を受けているかのように訪問する場合もありますのでご注意ください。

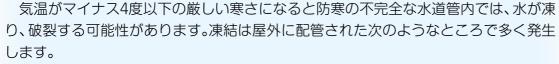
不審な訪問業者に対しては、「身分証の提示を求める」、「その場ですぐに契約や支払いをしない」、「強引な場合は、警察に通報する」等の対応が考えられます。契約に関するトラブルについては八幡市生活情報センター (075-983-8400)へ相談してください。

鉛製給水管取替事業の終了について

八幡市では平成25年度より計画的に鉛製給水管の取替事業を行っており、皆様のご協力により、対象者に対するご案内及び工事が平成29年度をもって完了する予定です。なお、事情により鉛製給水管が残存している箇所において、漏水が発生した場合等には、引き続き個別に対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。また、承諾書をご提出いただいている方でまだ工事が完了していない方については、今年度中に工事を実施します。



水道管の凍結に で注意ください



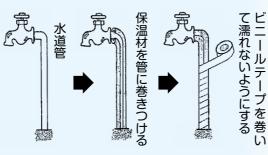
- ・管が露出しているところ ・風あたりの強いところ
- ○防寒対策としては

保温材を管に巻きつけ保温材自体が 水に濡れないように上からビニール テープ等でしっかり巻いてください。

○水道管が破裂したら

メーターボックス内にある元栓(止水栓)を閉めてください。それから八幡

市指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください。(八幡市指定給水装置工事事業者は、市ホームページを参照いただくか、上水道課までお問い合わせください。)



美濃山浄水場

施設見学について

毎年開催していました「美濃山浄水場施設公開」については、平成29年度をもって終了しました。今後施設の

見学を希望される場合は、美濃山浄水場に ご相談ください。



申込・お問い合わせ

八幡市上下水道部美濃山浄水場 電話 075-981-3255 または FAX 075-981-0183

